

高山市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前																														
<p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事業名、内容及び実施時期</th> <th style="width:10%;">実施主体</th> <th style="width:20%;">中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</th> <th style="width:20%;">支援措置の内容及び実施時期</th> <th style="width:10%;">その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[事業名] 若者定住促進事業 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[事業名] まちなか定住促進事業 [事業内容] 中心市街地人口の増加につながる新築等(移住を伴うもの)に対して工事費の一部を補助する。 (市外から移住する場合、事業費の1/2、上限150万円。 市内から移住する場合、事業費の1/2、上限100万円) [実施期間] 平成22年度～</td> <td>市 まちづくり会社</td> <td>中心市街地区域外から中心市街地区域内への移住を目的として、自己居住用の住宅の新築・改築および取得に対して助成を行う事業で、本計画に合わせて見直しを行い一層の居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。 〔見直し内容〕 ・～H26 工事費の1/2、上限100万円 ・H27～ 移住者が市外から中心市街地に移り住む場合、事業費の1/2、上限150万円 移住者が市内から中心市街地に移り住む場合、事業費の1/2、上限100万円</td> <td><u>[支援措置]</u> <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> <u>[実施時期]</u> <u>平成30年度～</u> <u>平成31年度</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	[事業名] 若者定住促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)		[事業名] まちなか定住促進事業 [事業内容] 中心市街地人口の増加につながる新築等(移住を伴うもの)に対して工事費の一部を補助する。 (市外から移住する場合、事業費の1/2、上限150万円。 市内から移住する場合、事業費の1/2、上限100万円) [実施期間] 平成22年度～	市 まちづくり会社	中心市街地区域外から中心市街地区域内への移住を目的として、自己居住用の住宅の新築・改築および取得に対して助成を行う事業で、本計画に合わせて見直しを行い一層の居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。 〔見直し内容〕 ・～H26 工事費の1/2、上限100万円 ・H27～ 移住者が市外から中心市街地に移り住む場合、事業費の1/2、上限150万円 移住者が市内から中心市街地に移り住む場合、事業費の1/2、上限100万円	<u>[支援措置]</u> <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> <u>[実施時期]</u> <u>平成30年度～</u> <u>平成31年度</u>		<p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事業名、内容及び実施時期</th> <th style="width:10%;">実施主体</th> <th style="width:20%;">中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</th> <th style="width:20%;">支援措置の内容及び実施時期</th> <th style="width:10%;">その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[事業名] 若者定住促進事業 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(4) から移設</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	[事業名] 若者定住促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)		<u>(4) から移設</u>				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																											
[事業名] 若者定住促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)																												
[事業名] まちなか定住促進事業 [事業内容] 中心市街地人口の増加につながる新築等(移住を伴うもの)に対して工事費の一部を補助する。 (市外から移住する場合、事業費の1/2、上限150万円。 市内から移住する場合、事業費の1/2、上限100万円) [実施期間] 平成22年度～	市 まちづくり会社	中心市街地区域外から中心市街地区域内への移住を目的として、自己居住用の住宅の新築・改築および取得に対して助成を行う事業で、本計画に合わせて見直しを行い一層の居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。 〔見直し内容〕 ・～H26 工事費の1/2、上限100万円 ・H27～ 移住者が市外から中心市街地に移り住む場合、事業費の1/2、上限150万円 移住者が市内から中心市街地に移り住む場合、事業費の1/2、上限100万円	<u>[支援措置]</u> <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> <u>[実施時期]</u> <u>平成30年度～</u> <u>平成31年度</u>																												
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																											
[事業名] 若者定住促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)																												
<u>(4) から移設</u>																															
<p>(2) ②略</p>	<p>(2) ②略</p>																														

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 建築物等耐震化促進事業 〔事業内容〕 ・木造住宅の耐震診断を無料で実施 ・木造住宅以外の建築物の耐震診断に対して補助 (補助率 2/3、 限度額 1,000 千円) ・木造住宅の耐震補強工事に対して補助 (補助率 10/10、 限度額 1,800 千円(防火地域・準防火地域は 300 千円を加算))</p> <p>〔実施時期〕 平成 20 年度～ 平成 31 年度</p>	市	中心市街地には建築物が密集しており、大地震による倒壊などの潜在的な危険性がある。そこで、建築物の耐震診断や、耐震補強工事に対する助成を行うことにより、安全・安心な居住環境の整備を促進し、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。	<p>〔支援措置〕 <u>社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)</u> 〔実施時期〕 <u>平成 28 年度～</u> <u>平成 31 年度</u></p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 公共施設、商業施設、住宅等のエコ化 (略)</p>	(略)	(略)		
<u>(2) ①～移設</u>				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4) から移設</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 公共施設、商業施設、住宅等のエコ化 (略)</p>	(略)	(略)		
<p>〔事業名〕 まちなか定住促進事業 〔事業内容〕 中心市街地人口の増加につながる新築等(移住を伴うもの)に対して工事費の一部を補助する。 (市外から移住する場合、事業費の 1/2、上限 150 万円。 市内から移住する場合、事業費の 1/2、上限 100 万円) 〔実施期間〕 平成 22 年度～</p>	市 まちづくり 会社	中心市街地区域外から中心市街地区域内への移住を目的として、自己居住用の住宅の新築・改築および取得に対して助成を行う事業で、本計画に合わせて見直しを行い一層の居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。 〔見直し内容〕 ・～H26 工事費の 1/2、上限 100 万円 ・H27～ 移住者が市外から中心市街地に		

[事業名] 移住交流促進事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 空き家活用促進事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 障がい者等住宅改造等各種 住宅建築支援 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 匠の家づくり支援事業 (略)	(略)	(略)		
<u>(3)へ移設</u>				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

		移り住む場合、事業費の1/2、上限150万円 移住者が市内から中心市街地に移り住む場合、事業費の1/2、上限100万円		
[事業名] 移住交流促進事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 空き家活用促進事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 障がい者等住宅改造等各種 住宅建築支援 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 匠の家づくり支援事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 建築物等耐震化促進事業 [事業内容] ・木造住宅の耐震診断を無料で実施 ・木造住宅以外の建築物の耐震診断に対して補助 (補助率2/3、限度額1,000千円) ・木造住宅の耐震補強工事に対して補助 (補助率10/10、限度額1,800千円(防火地域・準防火地域は300千円を加算)) [実施時期] 平成20年度～ 平成31年度	市	中心市街地には建築物が密集しており、大地震による倒壊などの潜在的な危険性がある。そこで、建築物の耐震診断や、耐震補強工事に対する助成を行うことにより、安全・安心な居住環境の整備を促進し、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 飛騨高山サマーフェスティバル事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 旧森邸等整備事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〔事業名〕 若者定住促進事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 体験交流型ゲストハウス整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 総合的な空き店舗活用促進事業 〔事業内容〕 (チャレンジショップ事業) まちづくり会社が空き店舗所有者に対する意向等の調査を行うとともに、利用者の公募、審査、選定、経営の支援までを一括して実施する。 (アンテナショップ事業) 地元産品等の販売を行うアンテナショップの開設 〔実施時期〕 平成27年度～	まちづくり会社	従来、商店街をはじめとする中心市街地の空き店舗については、所有者が放置していたり不動産会社による管理などにとどまっていた。 平成27年度からは、まちづくり会社がこれまでにない新たな取り組みとして、空き店舗所有者との直接交渉により賃貸借等に係る意向調査を行う。 その中で貸出し可能な物件を確保するとともに、集客効果やにぎわい創出に寄与する業種・業態を示し、起業しようとする事業者の公募、選定審査などを一体的に進め、望ましい店舗の参入を促進する。 また、空き店舗利用に係る補助金の交付や、商工会議所や金融機関などとの密接な連携により経営相談や経営指導を実施していき事業者の定着を図る。 さらに、まちづくり会社が地元産品等の販売を行うアンテナショップを開設する。 空き店舗の活用を総合的に進める取り組みであり、起業者創出や空き店舗の減少にもつながり、にぎわいのあるまちを実現	〔支援措置〕 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> 〔実施時期〕 <u>平成30年度～平成31年度</u>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 飛騨高山サマーフェスティバル事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 旧森邸等整備事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〔事業名〕 若者定住促進事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 体験交流型ゲストハウス整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(4) から移設(再掲)</u>				

業（祭礼復興事業） （略）				
〔事業名〕 人道橋整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 人道橋周辺賑わい創出事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 宮川朝市通り修景整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 リバーサイド修景事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 商店街リバーサイド修景事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 宮川水辺景観整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 まちひとふら座かんかこ かん運営事業 〔事業内容〕 空き家や空き店舗を利用して実施される多世代交流施設の運営に対する支援 〔実施時期〕 平成17年度～	高山市商店街振興組合 連合会 NPO	空き家・空き店舗を活用し子育て世代の家族が交流できるコミュニティ施設の整備および誰もが気軽に立ち寄れるお休み処のような施設が整備されることにより、交流する場所や機会の提供と空き店舗の減少を図るほか、市内の子供たちを集めて「まちで遊ぶ」をコンセプトに商店街を利用した探検イベント等を開催し、商店街の人たちと顔見知りになることで、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 <u>子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点事業）</u> 〔実施時期〕 <u>平成27年度～平成31年度</u>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 芸術家滞在交流事業 （略）	（略）	（略）		

業（祭礼復興事業） （略）				
〔事業名〕 人道橋整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 人道橋周辺賑わい創出事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 宮川朝市通り修景整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 リバーサイド修景事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 商店街リバーサイド修景事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
〔事業名〕 宮川水辺景観整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>(4) から移設</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 芸術家滞在交流事業 （略）	（略）	（略）		

〔事業名〕 山桜神社周辺整備 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 山桜神社周辺整備 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 ドリーミンショップ事業 (略)	(略)	(略)	(略)			〔事業名〕 ドリーミンショップ事業 (略)	(略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 総合的な空き店舗活用促進事業 <u>(再掲)</u> 〔事業内容〕 (チャレンジショップ事業) まちづくり会社が空き店舗所有者に対する意向等の調査を行うとともに、利用者の公募、審査、選定、経営の支援までを一括して実施する。 (アンテナショップ事業) 地元産品等の販売を行うアンテナショップの開設 〔実施時期〕 平成 27 年度～	まちづくり会社	従来、商店街をはじめとする中心市街地の空き店舗については、所有者が放置していたり不動産会社による管理などにとどまっていた。 平成 27 年度からは、まちづくり会社がこれまでにない新たな取り組みとして、空き店舗所有者との直接交渉により賃貸借等に係る意向調査を行う。 その中で貸出し可能な物件を確保するとともに、集客効果やにぎわい創出に寄与する業種・業態を示し、起業しようとする事業者の公募、選定審査などを一体的に進め、望ましい店舗の参入を促進する。 また、空き店舗利用に係る補助金の交付や、商工会議所や金融機関などとの密接な連携により経営相談や経営指導を実施していき事業者の定着を図る。 さらに、まちづくり会社が地元産品等の販売を行うアンテナショップを開設する。 空き店舗の活用を総合的に進める取り組みであり、起業創出や空き店舗の減少にもつながり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 岐阜県地域活性化ファンド事業 助成金 〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度			〔事業名〕 総合的な空き店舗活用促進事業 〔事業内容〕 (チャレンジショップ事業) まちづくり会社が空き店舗所有者に対する意向等の調査を行うとともに、利用者の公募、審査、選定、経営の支援までを一括して実施する。 (アンテナショップ事業) 地元産品等の販売を行うアンテナショップの開設 〔実施時期〕 平成 27 年度～	まちづくり会社	従来、商店街をはじめとする中心市街地の空き店舗については、所有者が放置していたり不動産会社による管理などにとどまっていた。 平成 27 年度からは、まちづくり会社がこれまでにない新たな取り組みとして、空き店舗所有者との直接交渉により賃貸借等に係る意向調査を行う。 その中で貸出し可能な物件を確保するとともに、集客効果やにぎわい創出に寄与する業種・業態を示し、起業しようとする事業者の公募、選定審査などを一体的に進め、望ましい店舗の参入を促進する。 また、空き店舗利用に係る補助金の交付や、商工会議所や金融機関などとの密接な連携により経営相談や経営指導を実施していき事業者の定着を図る。 さらに、まちづくり会社が地元産品等の販売を行うアンテナショップを開設する。 空き店舗の活用を総合的に進める取り組みであり、起業創出や空き店舗の減少にもつながり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 岐阜県地域活性化ファンド事業 助成金 〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度		
〔事業名〕 文化財保護事業 (春・秋の高山祭) (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 文化財保護事業 (春・秋の高山祭) (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 世界文化遺産登録推進事業 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 世界文化遺産登録推進事業 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕	(略)	(略)				〔事業名〕	(略)	(略)			

地産地消推進事業 (略)				
〔事業名〕 来訪者まちかど案内事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 観光案内機能の強化 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 歴史ガイドボランティア 育成事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 市民によるまちづくり活 動事業 (略)	(略)	(略)		
<u>(2) ①へ移設</u>				
〔事業名〕 協働により取り組む各種 活性化イベント (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 外国人観光客への販売環 境の充実 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 バリアフリー観光の推進 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 伝統工芸品産業振興事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 地酒を核とした地場産品 販路拡大事業 (略)	(略)	(略)		

地産地消推進事業 (略)				
〔事業名〕 来訪者まちかど案内事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 観光案内機能の強化 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 歴史ガイドボランティア 育成事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 市民によるまちづくり活 動事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 産学官協働によるまちづ くり 〔事業内容〕 事業者と学生による商品 開発や開発した商品の販 売を通じて、まちづくりへ 参画を促進する。 〔実施時期〕 平成 21 年度～	飛驒高山高 校 高山工業高 校 商店街振興 組合 社会福祉協 議会	高校生等のまちづくりに参画 できる機会を提供することによ り、事業者と大学や飛驒地域の 高校との協働によるまちづくり 活動の事業回数の増加を図るも のであり、にぎわいのあるまち とやさしさにあふれるまちを 実現するため必要である。		
〔事業名〕 協働により取り組む各種 活性化イベント (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 外国人観光客への販売環 境の充実 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 バリアフリー観光の推進 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 伝統工芸品産業振興事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 地酒を核とした地場産品 販路拡大事業 (略)	(略)	(略)		

〔事業名〕 陣屋前及び宮川朝市電気 設備整備事業 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 陣屋前及び宮川朝市電気 設備整備事業 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 輪島朝市との連携事業 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 輪島朝市との連携事業 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 朝市コンシェルジュ育成 事業 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 朝市コンシェルジュ育成 事業 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 おそまでショッピング事 業 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 おそまでショッピング事 業 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 シースルーシャッター、シ ョーウインドー化工事促 進事業 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 シースルーシャッター、シ ョーウインドー化工事促 進事業 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 街路灯整備の促進 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 街路灯整備の促進 (略)	(略)	(略)			
<u>(2) ①～移設</u>						〔事業名〕 駐車場利用促進事業 〔事業内容〕 商店が来店者のために負 担する駐車場使用料の (1/2、限度額 20 万円/月) を補助 〔実施時期〕 平成 13 年度～	市	商店が来店者のために負担す る駐車場使用料の一部を補助す ることにより、商店街の来店者 に対する無料駐車券の配布を促 進し、来店者へのサービスの向 上、商店街のイメージアップ、 来店者の増加、販売促進等を図 るものであり、にぎわいのある まちを実現するため必要である。			
〔事業名〕 交流広場にぎわい創出イ ベント事業 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 交流広場にぎわい創出イ ベント事業 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 商店街活性化支援事業 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 商店街活性化支援事業 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 山桜神社イベント事業 (略)	(略)	(略)				〔事業名〕 山桜神社イベント事業 (略)	(略)	(略)			
〔事業名〕 よって館運営事業	(略)	(略)				〔事業名〕 よって館運営事業	(略)	(略)			

(略)					(略)				
(3)へ移設					〔事業名〕 まちひとふら座かんかこ かん運営事業 〔事業内容〕 空き家や空き店舗を利用 して実施される多世代交 流施設の運営に対する支 援 〔実施時期〕 平成17年度～	高山市商店 街振興組合 連合会 NPO	空き家・空き店舗を活用し子育 て世代の家族が交流できるコミ ュニティ施設の整備および誰も が気軽に立ち寄れるお休み処の ような施設が整備されることよ り、交流する場所や機会の提供 と空き店舗の減少を図るほか、 市内の子供たちを集めて「まち で遊ぶ」をコンセプトに商店街 を利用した探検イベント等を開 催し、商店街の人たちと顔見知 りになることで、住みやすいま ちとにぎわいのあるまちを実現 するため必要である。		
〔事業名〕 共同店舗「四つ葉」運営事 業 (略)	(略)	(略)			〔事業名〕 共同店舗「四つ葉」運営事 業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 タウンモビリティ事業 (略)	(略)	(略)			〔事業名〕 タウンモビリティ事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 アニメをテーマにしたイ ベント事業 (略)	(略)	(略)			〔事業名〕 アニメをテーマにしたイ ベント事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 キッズフェスタ事業 (略)	(略)	(略)			〔事業名〕 キッズフェスタ事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 飛騨高山街コン事業 (略)	(略)	(略)			〔事業名〕 飛騨高山街コン事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 飛騨高山あんな街なか 講座事業 (略)	(略)	(略)			〔事業名〕 飛騨高山あんな街なか 講座事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 飛騨高山納涼夜市 (略)	(略)	(略)			〔事業名〕 飛騨高山納涼夜市 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 飛騨高山まちなみコンサ ート (略)	(略)	(略)			〔事業名〕 飛騨高山まちなみコンサ ート (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 安川商店街PR事業	(略)	(略)			〔事業名〕 安川商店街PR事業	(略)	(略)		

(略)				
〔事業名〕 小売店舗の適正配置指針 の見直し (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 商店街の望ましい在り方 についての検討 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 まちなにぎわい創出整備 事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 おもてなし環境整備事業 (略)	(略)	(略)		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 略
- [3] 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
(略)

(1) 開催状況

開催日	会議名	会議内容
平成27年1月28日	第1回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画について
平成28年4月28日	第2回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等 について
平成29年2月6日	第3回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更につい て
平成29年6月2日	第4回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更につい て
平成30年1月29日	第5回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更につい て

(略)				
〔事業名〕 小売店舗の適正配置指針 の見直し (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 商店街の望ましい在り方 についての検討 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 まちなにぎわい創出整備 事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 おもてなし環境整備事業 (略)	(略)	(略)		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 略
- [3] 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
(略)

(1) 開催状況

開催日	会議名	会議内容
平成27年1月28日	第1回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画について
平成28年4月28日	第2回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等 について
平成29年2月6日	第3回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更につい て
平成29年6月2日	第4回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更につい て
平成30年1月29日	第5回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更につい て

平成 30 年 4 月 27 日	第 6 回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
平成 30 年 6 月 1 日	第 7 回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
<u>平成 30 年 9 月 18 日</u>	<u>第 8 回活性化協議会の開催</u>	<u>中心市街地活性化基本計画の変更について</u>

(2) 意見書提出

- ① 平成 27 年 2 月 5 日提出 (意見内容については、P146 に掲載)
- ② 平成 28 年 2 月 12 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ③ 平成 29 年 2 月 6 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ④ 平成 29 年 6 月 2 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ⑤ 平成 30 年 1 月 29 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ⑥ 平成 30 年 6 月 1 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ⑥ 平成 30 年 9 月 18 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

協議会からの意見書 (平成 27 年 2 月 5 日受理) (略)

[3] 略

平成 30 年 4 月 27 日	第 6 回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
平成 30 年 6 月 1 日	第 7 回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について

(2) 意見書提出

- ① 平成 27 年 2 月 5 日提出 (意見内容については、P146 に掲載)
- ② 平成 28 年 2 月 12 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ③ 平成 29 年 2 月 6 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ④ 平成 29 年 6 月 2 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ⑤ 平成 30 年 1 月 29 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ⑥ 平成 30 年 6 月 1 日提出

[意見]
高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

協議会からの意見書 (平成 27 年 2 月 5 日受理) (略)

[3] 略